

## 公益社団法人愛知県スキー連盟 組織規程

### (総 則)

第1条 公益社団法人愛知県スキー連盟（以下、「当法人」という。）は、当法人定款第46条（本部及び委員会）の規定に基づき、事業の円滑な運営を図るため部門別執行機関として総務本部、競技本部、教育本部を設ける。

第2条 総務本部は、総務部、財務部、広報部及び安全対策部とする。

第3条 競技本部は、アルペン部、ノルディック部及びフリースタイル部とする。

第4条 教育本部は、教育部及びスノーボード部とする。

### (総務本部)

第5条 総務本部は、理事会に直属し、当法人に係る総務、庶務、経理及び渉外、広報、安全対策に関し、次の部門で処理する。

- (1) 総務部は、評議員会、理事会、その他諸会議の運営に係わる統括、各部事業の統轄・調整を主として行う。
- (2) 財務部は、予算案、決算書の作成、登録料・賛助金・寄附金等の集金出納を主として行う。
- (3) 広報部は、当法人の広報に関する事、愛知県スキー年鑑の発行に関する事を行う。
- (4) 安全対策部は、スキーヤー・スノーボーダーの安全管理を図り指導助言とパトロールの強化養成を行う。

### (競技本部)

第6条 競技本部は、理事会に直属する統括部門であり理事会の諮問に答え、競技スキー、スノーボードの普及並びに強化を図ると共に競技大会の運営・協力、競技スキー、スノーボード施設の公認選定などを行うために、次の部門で業務を処理する。

- (1) アルペン部は、アルペン競技スキーの技術の研究発展、選手の強化、競技技術指導員の養成、各種大会の運営・協力、競技スキー施設の公認選定を行う。
- (2) ノルディック部は、ノルディック競技スキー技術の研究発展、選手の強化、競技技術指導員の養成、管理と各種大会の運営・協力、競技スキー施設の公認選定を行う。
- (3) フリースタイル部は、フリースタイル競技スキーの技術の研究発展、選手強化、競技技術指導員の養成、各種大会の運営・協力、競技スキー施設の公認選定を行う。

(教育本部)

第7条 教育本部は、理事会に直属する統括部門であり理事会の諮問に答え、スキー・スノーボードの普及指導並びに強化を図ると共に安全対策を図るために、次の部門で業務を処理する。

- (1) 教育部は、スキーの教育普及、指導員及びデモンストレーターの養成、準指導員検定会、スキー学校運営・管理・指導をし技術章検定会の運営管理を行う。
- (2) 安全対策部は、スキーヤー・スノーボーダーの安全管理を図り指導助言とパトロールの強化養成を行う。
- (3) スノーボード部は、スノーボードの育成普及、指導員及びデモンストレーターの養成、準指導員検定会、スノーボード学校運営・管理・指導をし技術章検定会の運営管理を行う。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

この規程は平成30年4月19日より施行する。